

令和 8 年度下妻市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、東に小貝川、西に鬼怒川と 2 つの大きな河川に挟まれた平野地帯であるため、市の面積の 3 割以上が水田となっており、水稻を中心とした土地利用型農業が盛んである。

市内水田においては、ブロックローテーション等による麦、大豆、そば、飼料用米の作付等、計画的な生産調整の実施により生産数量目標に相当する数値に沿った水稻生産が実施されている。

しかしながら、土地の性質上、水はけの悪い圃場が多いため、麦、大豆、そば等の転作作物の作付に適していない圃場も多く、排水対策の実施や飼料用米を始めとした新規需要米等、圃場に適した作物への転換が必要となっている。

農業従事者については、年々高齢化や減少傾向にあるため、離農する生産者の農地を中間管理機構等を活用しながら、地域の中心となる担い手、集落営農組織への農地集約化を進め、農地の計画的、効率的な利用を図る必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

水田農業における農業者の所得向上を図るため、地域の実情に応じた作物を選択する。本市では、転作作物について、麦・大豆・そば又は飼料用米と地域の圃場の条件に合うものを選択し、ブロックローテーションによる計画的な作付を推進している。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水稻を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物等の生産が続いている水田については、現地確認や耕作者への今後の作付意向の確認などにより点検を行う。ある程度の団地化が見込まれる水田については、支援を活用し、畑地化を推進する。

また、圃場整備事業が完了する地域があることから、新たなブロックローテーション体系を構築するため、地域との調整を行う。

4 作物ごとの取組方針等

需要に応じた主食用米の生産を行うため、国内自給率の低い麦類、大豆、そば、飼料作物、飼料用米を中心に国・県の助成制度を活用しながら、圃場に見合った作物の生産拡大を図る。

(1) 主食用米

品質を重視した米づくりを推進するため、需要に応じた計画的生産、種子更新、適期田植及び適期刈取りの推進並びに適切な湛水管理・肥培管理及び土づくり等を進めるとともに、高温被害や病害虫被害による米の品質低下を抑えるため、高温耐性に優れた品種への転換及び適期防除の実施を促進する。

また、米の主産地としての地位を確保するため、本市のブランド米の確立に向け、関係機関と連携しながら取組を進める。

(2) 備蓄米

認定方針作成者と連携し、需要に応じた生産数量を確保する。

（３）非主食用米

水はけが悪く、麦、大豆、そば等の転作作物の作付けに適していない圃場における生産調整の手法として、新規需要米を推進する。

ア 飼料用米

既にブロックローテーションによる計画的な生産を行い、養鶏業者及び養豚業者へ飼料用米を供給している。今後も実需者との連携を図りながら、さらなる飼料用米の作付推進と地域循環型農業の拡大を目指す。

また、近年は病虫害被害による収量低下が散見されることから、適期防除の実施を啓発するとともに、国の制度も踏まえ、より高い収益が見込まれる多収品種の導入を推進する。

イ 米粉用米

取組なし

ウ 新市場開拓用米

主食用米の新たな販路を確保するため、国外への輸出を推進する。

エ WCS 用稲

取組なし

オ 加工用米

飼料用米と同様に需要に応じた米生産の有効な手段であることから、生産性向上の取組を進めるとともに、集荷業者との連携を強化し生産面積の拡大を図る。

（４）麦、大豆、飼料作物

ア 麦

作業の効率化を図るため、現在実施しているブロックローテーション及び固定化団地の拡大並びに担い手への農地集積を推進する。

また、排水対策、適期防除及び土づくりの励行により、品質及び収量の向上を図り、実需者の要望に応じた麦の生産を推進する。

イ 大豆

生産の定着及び担い手への農地集積に向け、ブロックローテーション及び固定化団地における麦収穫後の二毛作を推進し、水田の高度利用を図る。

また、実需者のニーズに応じた品種の生産を推進するとともに、適切な排水対策及び防除により、収量及び品質の向上を図り、農業経営の安定化を推進する。

ウ 飼料作物

生産の定着化・担い手への集積化に向け、ブロックローテーション・固定化団地における二毛作を推進し、水田の高度利用を図る。

地元畜産農家との連携等により需要先を確保し、飼料自給率向上につながる取り組みとして作付拡大を図る。

（５）そば、なたね

そば生産の定着及び担い手への農地集積に向け、ブロックローテーション及び固定化団地における麦収穫後の二毛作を推進し、水田の高度利用を図る。

また、湿害対策及び栽培技術の高位平準化を推進し、収量及び品質の向上を図り、農業経営の安定化を推進する。

（６）地力増進作物

緑肥作物であるソルガムについては、地力の増進及び土壌環境の改善に資する重要な作物であることから、作付拡大を推進する。

(7) 高収益作物

ア 野菜

ねぎ、きゅうり、すいか、メロン、白菜、キャベツ、レタス、しょうが、チンゲンサイ、水菜、トマト、いちご等を中心とした振興品目について、作付拡大を推進する。

イ 花き・花木

菊を中心に、振興品目として、作付拡大を推進する。

ウ 果樹

日本梨、ぶどう、柿を中心とした振興品目として、作付拡大を推進する。

エ 種苗類

販売先が確保されており、生産を維持する必要があることから、振興品目として生産の維持を図る。

オ かんぴょう・雑穀

販売先が確保されており、生産を維持する必要があることから、振興品目として生産の維持を図る。

カ 豆類

販売先が確保されており、生産を維持する必要があることから、振興品目として生産の維持を図る。

キ 湛水性野菜（れんこん、セリ等）

販売先が確保されており、生産を維持する必要があることから、振興品目として生産の維持を図る。

ク 芝

販売先が確保されており、生産を維持する必要があることから、振興品目として生産の維持を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1802	0	1870	0	1600	0
備蓄米	0	0	3	0	10	0
飼料用米	133	0	56	0	300	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	23	0	19	0	40	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	0	0	1	0	0	0
麦	247	0	263	0	300	0
大豆	74	73	73	72	80	72
飼料作物	1.2	0	2.3	0.7	3	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	108.8	94.1	115.1	97.4	120	110
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0.3	0	1	0
高収益作物	40.8	2.3	65.3	16.3	66	10
・野菜	35.8	2.3	60.5	16.3	60	10
・花き・花木	0.2	0	0.1	0	0.5	0
・果樹	0.5	0	0.3	0	0.5	0
・その他の高収益作物	4.3	0	4.4	0	5	0
その他						
・〇〇						
畑地化	207.2	0	207.2	0	263.7	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦・大豆・飼料作物・そば （基幹作）	ブロックローテーション加算（麦・大豆・飼料作物・そば）	ブロックローテーションでの取組面積（ha）	（Ｒ７年度）169.2ha	（Ｒ８年度）200ha
2	飼料用米（基幹作）	ブロックローテーション加算（飼料用米）	ブロックローテーションでの取組面積（ha）	（Ｒ７年度）41.9ha	（Ｒ８年度）50ha
3	大豆・飼料作物（二毛作）	二毛作加算（大豆・飼料作物）	二毛作取組面積（ha）	（Ｒ７年度）73ha	（Ｒ８年度）80ha
4	そば（二毛作）	二毛作加算（そば）	二毛作取組面積（ha）	（Ｒ７年度）94.1ha	（Ｒ８年度）120ha
5	新市場開拓用米（基幹作）	新市場開拓用米加算	新市場開拓用米取組面積（ha）	（Ｒ７年度）22.9ha	（Ｒ８年度）25ha
6	高収益作物（別紙２のとおり）（基幹作）	高収益作物加算	高収益作物取組面積（ha）	（Ｒ７年度）38.5ha	（Ｒ８年度）50ha
7	飼料用米（基幹作）	飼料用米生産圃場の稲わら利用（耕畜連携）	飼料用米取組面積（ha）	（Ｒ７年度）5.4ha	（Ｒ８年度）30ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は３年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:下妻市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取組要件等 ※4
1	ブロックローテーション加算(麦・大豆・飼料作物・そば)	1	11,000	麦・大豆・飼料作物・そば	計画に基づき作付けを行い、水稲との計画的な輪作に取り組むこと。
2	ブロックローテーション加算(飼料用米)	1	2,000	飼料用米	計画に基づき作付けを行い、主食用米等との計画的な作付転換に取り組むこと。
3	二毛作加算(大豆・飼料作物)	2	15,000	大豆・飼料作物	対象作物を二毛作により作付け
4	二毛作加算(そば)	2	13,000	そば	対象作物を二毛作により作付け
5	新市場開拓用米加算	1	6,000	新市場開拓用米	別紙1の取り組みをしていること
6	高収益作物加算	1	8,000	高収益作物(別紙2のとおり)	販売目的で対象作物を作付けしていること
7	飼料用米生産圃場の稲わら利用(耕畜連携)	3	4,000	飼料用米	収集した稲わらを飼料として利用する取組

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

新市場開拓用米の取組条件の詳細

- 経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とします。
- 交付申請者の取組の確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜、地域農業再生協議会において、客観的な説明を求めて確認します。
- 取組の具体的内容はすべて交付申請者が取り組むことを条件とします。
- 助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付した圃場のみとします。
- 新市場開拓用米の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取り組めば対象とします。

取組条件			具体的内容	確認書類等
コスト低減の取組	直播栽培		種もみを乾田状態の水田、または代かき後の水田に直接播種する技術。	・作業日誌 ・作業写真
	温湯種子消毒		・ 水稻種子の温湯種子消毒（60℃・10分等）を行う。 ・ 温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・ 温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・ 作業日誌 ・ 温湯種子 ・ 苗を購入した場合は、購入伝票
	施肥の低コスト化	堆肥施用	堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した堆肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。ただし、地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等ではない。	・ 作業日誌 ・ 購入伝票
		側条施肥	田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・ 作業日誌 ・ 作業写真
		育苗箱全量施肥	水稻の育苗箱内に、本田期間中の肥料をあらかじめ施用する技術。	・ 作業日誌 ・ 購入伝票
		低成分肥料施肥	土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用技術。	・ 作業日誌 ・ 診断結果 ・ 購入伝票
		流し込み施肥	追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む技術	・ 作業日誌 ・ 購入伝票
	疎植栽培		50株/坪以下(株間22cm以上)で田植えすること。	・ 作業日誌 ・ 栽培写真
	立毛乾燥		通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 成熟期の目安(例) あきたこまち：出穂後30～35日 	

別紙2

高収益作物助成の交付対象作物（4月～3月）

（１）野菜

きのこ類、ハーブ類を含む野菜全般

（２）花き・花木

鉢物類、花壇用苗物を含む花き・花木類全般

※当該年度が生育期間に当たり、出荷の実績が無い場合については対象外とする。

（３）果樹

果樹全般

※当該年度までに新植、改植、品種の一挙更新を目的とした接ぎ木をした圃場での育成期間を助成対象とする。

（４）その他作物

ごま、芝、小豆、インゲン、落花生

※生育期間に当たり、当該年度中（４月～３月）に出荷の実績が無い場合については対象外とする。

※芝については、生産者自らが肥培管理を行い、出荷販売をしているものを対象とし、地権者が他者に土地を貸出し、他者が肥培管理を行っているような場合は対象外とする。